宮崎県公報

令和７年８月14日（木曜日）　第 637 号

発　行　宮　　崎　　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）　１年　64,800 円

目　　次

頁

規　　則

○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……（会計課）１

告　　示

○道路の区域の変更（２件）……（道路保全課）１
○道路の供用の開始（２件）……（　〃　）２

規　　則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年８月14日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

宮崎県規則第49号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第１（第３条関係） １　［略］ ２　使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第９号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの （１）～(450)　［略］ (451) うなぎ稚魚取扱者登録申請手数料 (452) うなぎ稚魚取扱者更新登録申請手数料 (453) うなぎ稚魚取扱従事者証作成承認申請手数料 (454) うなぎ稚魚取扱者登録証再交付申請手数料 (455) うなぎ稚魚取扱者変更登録申請手数料 (456)～(610)　［略］ ３～７　［略］	別表第１（第３条関係） １　［略］ ２　使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第９号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの （１）～(450)　［略］ (451)～(605)　［略］ ３～７　［略］

附　則

この規則は、令和７年12月１日から施行する。

告　　示

宮崎県告示第 514号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和７年８月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和７年８月14日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
43	県道	北川北浦線	延岡市北浦町三川内字走り水4906番１地先から同市同町三川内同字4906番１地先まで	旧	17.3～18.3	1.8
				新	24.5～25.7	1.8

宮崎県告示第 515号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和７年８月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和７年８月14日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字下野字上広木野1092番１地先から同郡同町同大字同字1084番１地先まで	旧	4.3～11.4	158.8
				新	7.0～12.1	158.8

宮崎県告示第 516号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和７年８月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和７年８月14日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字下野字上広木野1092番１地先から同郡同町同大字同字1084番１地先まで	令和７年８月14日

宮崎県告示第 517号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和７年８月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和７年８月14日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
215	県道	板上曽木線	延岡市北方町板下字屋形原戌 550番１地先から同市同町板下同字戌 499番地先まで	令和７年８月14日